

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
目次 第1章 総則 第1節 総則	目次 第1章 総則 第1節 総則	
第101条～第110条 (省略)	第101条～第110条 (省略)	
第111条 施工体制台帳 1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。 <u>施工体制台帳の添付書類については提出する必要がないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。なお、台帳提出毎の施工計画書の変更是必要ないものとする。</u> 2～3 (省略)	第111条 施工体制台帳 1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。【追加】 2～3 (省略)	
第112条～第127条 (省略)	第112条～第127条 (省略)	
第128条 工事中の安全確保 1～17 (省略) 18 請負者は、南海トラフ地震 <u>臨時情報</u> が発せられた場合には、 <u>継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認及び</u> 作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行 <u>うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて</u> 第146条臨機の措置の規定によらなければならない。 上記保全措置については、第106条施工計画書の第2項 (6) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。また、請負者は上記の地震に限らず、 <u>施工箇所から最も近い観測地点</u> で震度4以上の地震が発生した場合は、 <u>速やかに</u> 作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。 19～29 (省略)	第128条 工事中の安全確保 1～17 (省略) 18 請負者は、南海トラフ地震 <u>に関連する情報（臨時）</u> が発せられた場合には、 <u>工事中断の措置をとるものとし、これにともなう必要な補強・落下防止等の保全措置を講じるとともに、作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行</u> う、第146条臨機の措置の規定によらなければならない。 上記保全措置については、第106条施工計画書の第2項 (9) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。請負者は上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、 <u>直ちに</u> 作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。 19～29 (省略)	
第129条～第149条 (省略)	第129条～第149条 (省略)	
第2章～第7章 (省略)	第2章～第7章 (省略)	